

海老名市教育委員会

(令和8年8月定例会議事日程)

日時 令和8年8月20日(木)

午後3時30分から

場所 えびなこどもセンター 2階 201会議室

【教育長報告】

【報告事項】

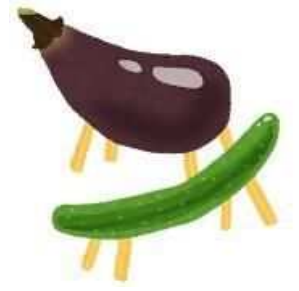
- 日程第1 報告第19号 令和8年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算(第3号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第2 報告第20号 令和7年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分の意見の申出について

【審議事項】

- 日程第3 議案第17号 令和8年度(令和7年度対象)教育委員会事務の点検・評価について
- 日程第4 議案第18号 海老名市のいじめ重大事態に係る調査結果の公表方針の策定について

海老名市教育委員会

令和8年度 8月 定例会

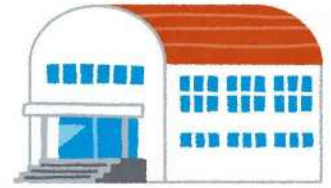


【教育長報告】

1 主な事業報告

- 7月23日（木） 教育委員会7月定例会
教育課題研究会
海老名市議会臨時会
- 24日（金） 市長定例記者会見
市主催研修（生活科・支援教育・ICT活用）
中垣元教育委員友人宅訪問
- 25日（土） びなルーム同窓会
- 26日（日） 不登校進路相談会（不登校支援団体と共催）
- 27日（月） 初任者デイキャンプ（富士フィルム）
最高経営会議
自治体DX戦略本部会議
- 28日（火） 夏休みこども歴史体験講座（矢じりづくり）
市主催研修（書写）
- 29日（水） 社会教育委員会議
フルインクルーシブ教育調査研究部会
文化芸術協会の発表に係る稽古
- 30日（木） 県央地区教育課程研究会①
夏休みこども歴史体験講座（勾玉づくり）
びなる一む納涼祭
- 31日（金） 県央地区教育課程研究会②





- 8月 1日(土) 海老名市戦没者追悼式
総合教育会議(海西中)
- 2日(日) フルインクル学校運営協議会対話の場(柏ヶ谷中)
- 3日(月) 小学校体育館開放事業見学
学校給食に係る意見交換会
市主催研修(ダンス・学級づくり・探求学習)
海老名市二十歳の祝典実行委員会
- 4日(火) 教育課題研究会(教育委員会事務の点検評価)
次年度学校予算に係る校長会との懇談
- 6日(木) 登別市小学生訪問団出発見送り
- 7日(金) 須坂市関木工所訪問
- 8日(土) 学びのビュッフェ(不登校支援団体事業)
- 18日(火) 最高経営会議
- 19日(水) 通学路安全対策委員会
子育て支援チーム会議
- 20日(木) 教育委員会8月定例会
教育課題研究会



2 「対話」・「理解を得る」



教育施策を進めるうえでは、そのねらいや手立てについて、こどもたちや保護者、教職員、教育関係者、地域の方々・市民に説明し、「理解を得る」ことが大前提となります。

それは、共通理解を図り、ひとつの方向に向かってみんなで取り組むことが、施策の成し遂げるための大きなカギとなるからです。

しかしながら、全員の、多くの人の「理解を得る」ことは、容易なことではありません。

あたり前のことですが、みなさんひとりひとりの思いや考えが違うからです。また、賛成、反対、どちらでもない、わからないと、ひとりひとりの意見・判断が違うからです。

そして、それぞれ違うことは、たいせつなことですが、みんなで何かに取り組むためには、その結果、みんなが満足するためには、やはり、お互いを認め合い、共通理解を図ることが必要となるところです。

それでは、どのようにして、「理解を得る」のか？

それは、時間はかかりますが、話し合うしかありません。

しっかり「対話」するしかないのです。

話し合いをして、意見をまとめるということではなく、まずは、それぞれの思いや考えを伝える、それぞれの意見を聞くことから始めて、そのうえで、ひとつの方向を確認し合うということなのです。

現在、私たちが取り組んでいるフルインクルーシブ教育についても、そのような考え方から、私は、取り組みの方向性を「みんなで」という言葉を頭に付けて、「対話」をベースに取り組むように計画を立てました。

大きな教育の方向性を決めるときには、上から目線で方針を示してそれに従って進めるということでは、そこで生まれる課題に主体的に向かい合って解決するということができず、結果、うまくいかないということを、私は、これまで、身に染みて経験しているので、あえて、時間がかかっても、「みんなで」と提案し、そのための「対話」を進めているのです。

実は、「理解を得る」ためには、その施策に、多くの人に参画していただき、構想の練る段階から、ともに考えることが一番なのですが、計画の中の具体的な取組の中でしか、それを行うことはできませんでした。残念ですが、致し方なしとして、私は、今後も、「対話」を重ねながら「理解を得て」、教育委員さん方はもちろん、みんなで教育施策を進めたいと思うのです。

以上です。



報告第 19 号

令和 8 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号）のうち教育
に関する部分に係る意見の申出について

令和 8 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 49 年教委規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し行ったので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和 8 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告するため

令和 8 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

2 教育長の臨時代理

令和 8 年第 3 回海老名市議会定例会に上程する補正予算案について、8 月 17 日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和 8 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号）のうち教育に関する部分

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第9号

令和8年8月17日



海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野



令和8年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第3号）に関し
意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和8年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第3号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 長島 内線5263

海教総収第253号

令和8年8月17日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和8年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第3号）に関する
意見の申出について

令和8年8月17日付け海文発第9号にて意見照会があった件について、異論はありません。

事務担当 教育総務課 檀上 内線84610

令和8年度 海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第3号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位：千円)

款・項・目・節・細節	所管課	補正前額	補正額	補正後額	理由
14 国庫支出金	—	11,954,156	332	11,954,488	
2 国庫補助金	—	1,936,240	332	1,936,572	
5 教育費国庫補助金	—	276,666	332	276,998	
1 教育総務費補助金	—	5,070	332	5,402	
4 教育支援体制整備事業費	教育支援課	5,070	332	5,402	看護スタッフの追加配置に伴い、国庫補助金が増額するため 補助率：1 / 3
15 県支出金	—	5,342,475	△ 8,490	5,333,985	
2 県補助金	—	1,757,168	△ 8,490	1,748,678	
7 教育費県補助金	—	476,039	△ 8,490	467,549	
1 教育総務費補助金	—	166,284	△ 8,490	157,794	
公立学校情報機器整備事業 1 費	教育支援課	150,113	△ 8,490	141,623	落札決定に伴い、公立学校情報機器整備事業補助金の対象経費が減額したため 補助率：2 / 3
16 財産収入	—	481,591	12,500	494,091	
2 財産売却収入	—	174,066	12,500	186,566	
1 物品売却収入	—	280	12,500	12,780	
1 物品売却収入	—	280	12,500	12,780	
2 物品売却代	教育支援課	0	12,500	12,500	タブレット端末の更新に伴い、既存のタブレット端末を売却するため

(2) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	理由
10 教育費					
1 教育総務費	—	8,408,256	795,058	9,203,314	
2 事務局費	—	3,127,120	△ 16,622	3,110,498	
5 教育指導充実事業費	—	1,565,540	△ 16,622	1,548,918	
インクルーシブ教育推進事業 1 費	教育支援課	206,293	999	207,292	看護スタッフを追加で配置するため
8 ICT教育推進事業費	—	545,257	△ 42,120	503,137	
1 ICT教育推進事業費	教育支援課	544,457	△ 42,120	502,337	機器の導入・更新に伴う必要経費の整理及びタブレット端末の落札決定に伴う入札残予算の減額を行うため 既存ライセンス料：△9,749千円 次期アクセシビリティ賃借料：7,626千円 管理ソフト及びファイルタリゲソフト：△1,997千円 備品購入費：△38,000千円
2 小学校費	—	1,712,350	810,406	2,522,756	
1 学校管理費	—	1,544,880	810,406	2,355,286	
2 小学校管理経費	—	1,478,956	80,000	1,558,956	
3 小学校施設整備事業費	教育総務課	328,287	80,000	408,287	今泉小学校増築校舎整備に伴う必要備品を購入するため 備品購入費（事務用・教室用備品）：80,000千円
8 小学校健康管理事業費	—	36,706	1,406	38,112	
1 小学校健康管理事業費	就学支援課	26,353	1,406	27,759	登校困難な児童及び健康診断の欠席者を対象に学校外の個別健康診断を新たに実施するため

	3 中学校費		—	842, 377	1, 274	843, 651	
	1 学校管理費		—	729, 608	1, 274	730, 882	
	7 中学校健康管理事業費		—	22, 889	1, 274	24, 163	
	1 中学校健康管理事業費		就学支援課	17, 586	1, 274	18, 860	登校困難な生徒及び健康診断の欠席者を対象に学校外の個別健康診断を新たに実施するため

2 債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

事項	所管課	期間	限度額	理由
海老名市立小学校教材購入	就学支援課	令和8年度～令和9年度	18, 000	令和9年度の海老名市立小学校の教材を4月から使用できるよう年度内に契約し、年度を跨いで実施したため
海老名市立中学校教材購入	就学支援課	令和8年度～令和9年度	6, 400	令和9年度の海老名市立中学校の教材を4月から使用できるよう年度内に契約し、年度を跨いで実施したため

報告第 20 号

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分の意見の申出について

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分の意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し行ったので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 20 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分の意見の申出について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告するため

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務 に係る部分の意見の申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出をした。

2 教育長の臨時代理

令和 8 年第 3 回海老名市議会定例会に上程する令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分の意見の申出について、8 月 17 日付けで市長から意見を求められたが、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分

4 決算認定のうち教育に関する部分

別冊資料 1 「令和 7 年度 教育部 決算説明資料」のとおり

5 海老名市長からの文書

別紙のとおり

6 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

7 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第10号

令和8年8月17日



海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内 野



令和7年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分の意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 長島 内線5263

海教総収第 254 号

令和 8 年 8 月 17 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する事務に係る部分の意見の申出について

令和 8 年 8 月 17 日付け海文発第 10 号にて意見照会があった件については、異論はありません。

事務担当 教育総務課 檀上 内線84610

議案第 17 号

令和 8 年度（令和 7 年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

令和 8 年度（令和 7 年度対象）教育委員会事務の点検・評価について、議決を求める。

令和 8 年 8 月 20 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和 8 年度（令和 7 年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したいため

令和 8 年度（令和 7 年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和 8 年度（令和 7 年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したい。

2 点検・評価報告書案

別冊資料 2 「令和 8 年度（令和 7 年度対象）教育委員会事務の点検・評価報告書」のとおり

3 今後のスケジュール

令和 8 年 8 月 20 日	定例教育委員会 決定
9 月 7 日	政策会議 報告
9 月 29 日	最高経営会議 報告
同日以降	市議会に提出 ホームページで公表

4 関係法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

議案第 18 号

海老名市のいじめ重大事態に係る調査結果の公表方針の策定について

海老名市のいじめ重大事態に係る調査結果の公表方針の策定について、議決を求める。

令和8年8月20日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市のいじめ重大事態に係る調査結果の公表方針を策定したいため

海老名市のいじめ重大事態に係る調査結果の公表方針の策定について

1 趣 旨

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和 6 年 8 月改定版）に、「学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について、事前に方針等を定めておくことが望ましい」とあり、今後の対応を円滑に進めるために、公表方針を策定したい。

2 公表方針案

別紙「海老名市のいじめ重大事態に係る調査結果の公表方針（案）」のとおり

3 今後のスケジュール

令和 8 年 8 月 20 日 定例教育委員会 策定・施行

4 関係法令（抜粋）

○いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

（文部科学省 令和 6 年 8 月改定版）

第10章第3節（一部抜粋）

- ・ 公表の方法については、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる。
- ・ なお、学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。

海老名市のいじめ重大事態に係る調査結果の公表方針（案）

令和 8 年 8 月 20 日策定
海老名市教育委員会

1 趣旨

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項に基づく、いじめ重大事態に係る調査に関して、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和 6 年 8 月改定版）に則り、調査結果の公表の方針を定めたものです。

2 公表の目的

調査報告書に示されたいじめの再発防止策等を広く周知することにより、市全体でいじめの問題について考える契機とし、家庭と地域、学校が連携して行ういじめの未然防止や早期発見の取組を促進することを目的としています。

3 公表に際して

- （1） 目的に沿って、調査報告書のうち、同種の事案の再発防止を含めた、いじめの未然防止に向けて重要な部分等を要約した資料（「公表版」）として、調査結果を公表します。
- （2） いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表に関する意向を重視し、公表しないことを強く希望する場合には、公表しない場合があります。ただし、個人が特定できない形で再発防止策等に関する情報は、学校と教育委員会で共有し、今後の取組に活かしていきます。
- （3） 個人情報の保護に関する法律等の関係法令を厳守します。

4 具体的方針

- （1） 公表方法は、海老名市教育委員会ウェブサイトへの掲載とします。
- （2） 公表期間は、ウェブサイトへの掲載開始日から 6 箇月間とします。ただし、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向等により、期間を短縮することがあります。
- （3） いじめ重大事態の調査開始時から、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査報告書の公表について、本方針を説明し、意向を確認します。また、調査における加害児童生徒及びその保護者にも本方針を説明し、公表についてできる限り理解を得られるように努めます。

5 その他

本方針は、関係法令の改正や社会情勢の変化、公表に係る運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。